

保護増殖事業の現状とあり方について

《具体的目標設定と事業終了の考え方ー「保護増殖事業のあり方について」を踏まえて》

1 保護増殖事業の位置づけ

保護増殖事業は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）第 45 条に基づき実施する事業である。事業として個体の繁殖の促進、及び生息地・生育地の整備等を図っていく必要がある場合に保護増殖事業計画が策定され、保護増殖事業が実施される。

保護増殖事業の位置づけを

図 1-1 に示す。

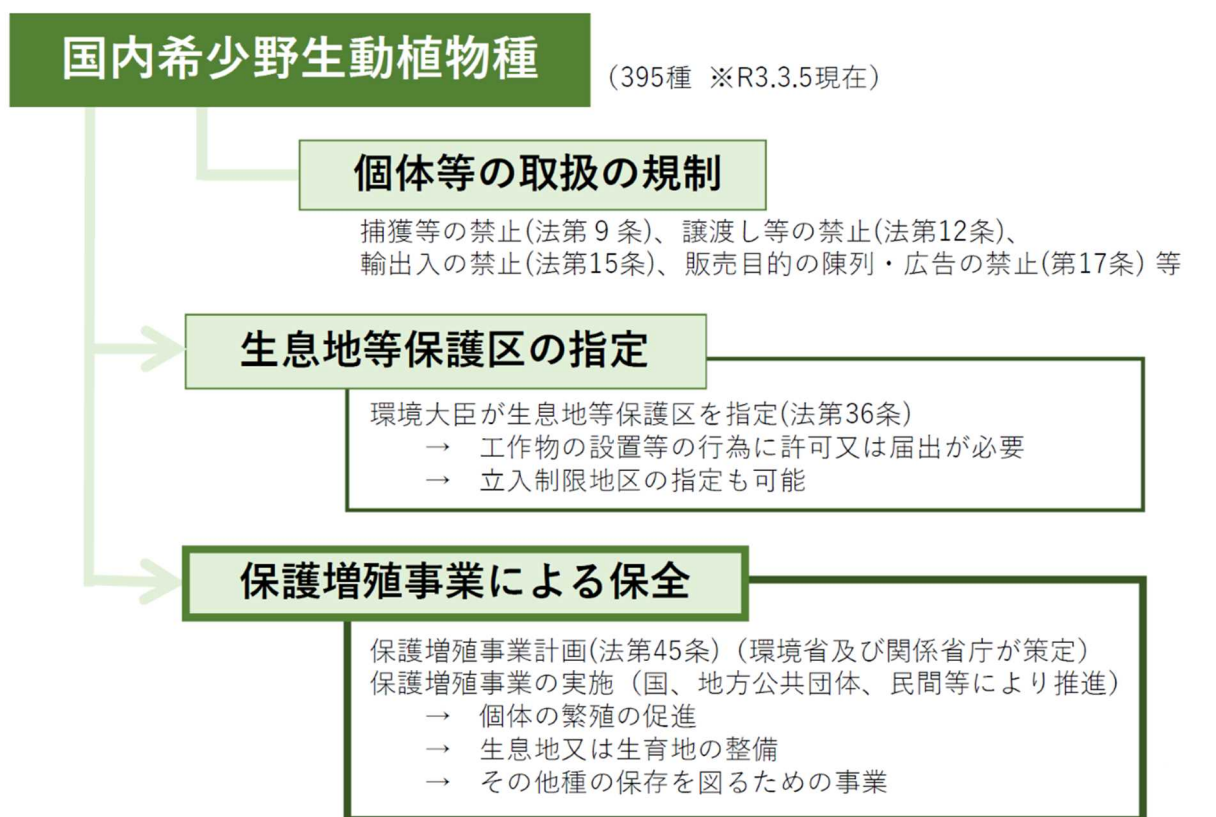


図 1-1 保護増殖事業の位置づけ

※令和3（2021）年3月5日中央環境審議会自然環境部会第24回野生生物小委員会資料より

2 保護増殖事業の現状

2.1 保護増殖事業の成果

国内希少野生動植物種の保護増殖事業は 68 種を対象に 57 事業が特定されている（令和 3（2021）年 4 月時点）。36 事業（63%）でより具体的な下位計画（実施計画やロードマップ、アクションプラン等）が策定されている。令和 3（2021）年に新たに保護増殖計画が策定された 4 種（ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、オガサワラカワラヒワ）を除く、64 種のうち保護増殖事業開始後に絶滅危惧種としてのランクが下がった種は 10 種、上がった種は 2 種である。

ランクダウンという成果が上がっている種があることは評価できるが、事業を終了できた種はこれまで存在しない。行政の事業は、本来具体的な目標を立て、目標に向けた戦略を立てるべきであるほか、達成（または達成不可能）と判断された段階で計画に基づき事業を終了すべきものである。

保護増殖事業における実施計画等の有無の割合を図 2-1 に示す。

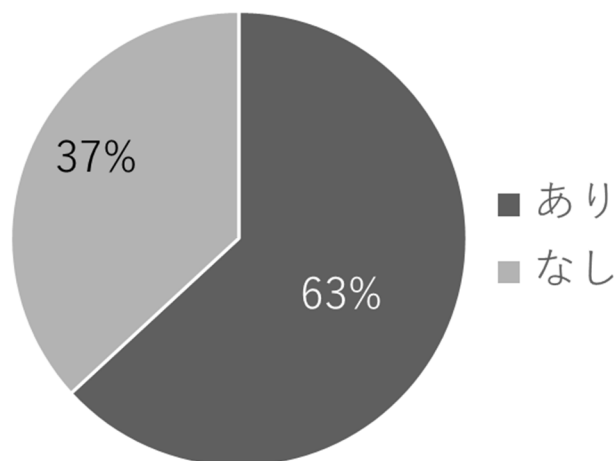


図 2-1 保護増殖事業における実施計画等の有無

2.2 保護増殖事業の現状（国内希少野生動植物種の増加と希少種保全関連の予算の推移）

国内希少野生動植物種の種数については、平成 25（2013）年度時点で 89 種であったところ、平成 26（2014）年度以降は「絶滅の恐れのある野生生物種の保全戦略」（平成 26（2014）年 4 月策定）に基づく指定の推進により増加しており、令和 3（2021）年 9 月時点で 398 種が指定されている（うち緊急指定種 3 種）。一方で希少種保全関連予算は平成 26（2014）年以降横ばいの状況となっている。保全が必要な種は増えており、今後も予算の増額に向けた努力は進めているものの、全予算の大幅な増加の可能性は低い状況にある。よって、全国的にリソースの分配と優先順位付けを適切に行うとともに、個別種毎の保護増殖事業においても、効果的かつ効率的な予算執行が必要である。

平成 21（2009）～30（2018）年度における希少種保全関連予算と累計指定種数の推移を図 2-2 に示す。

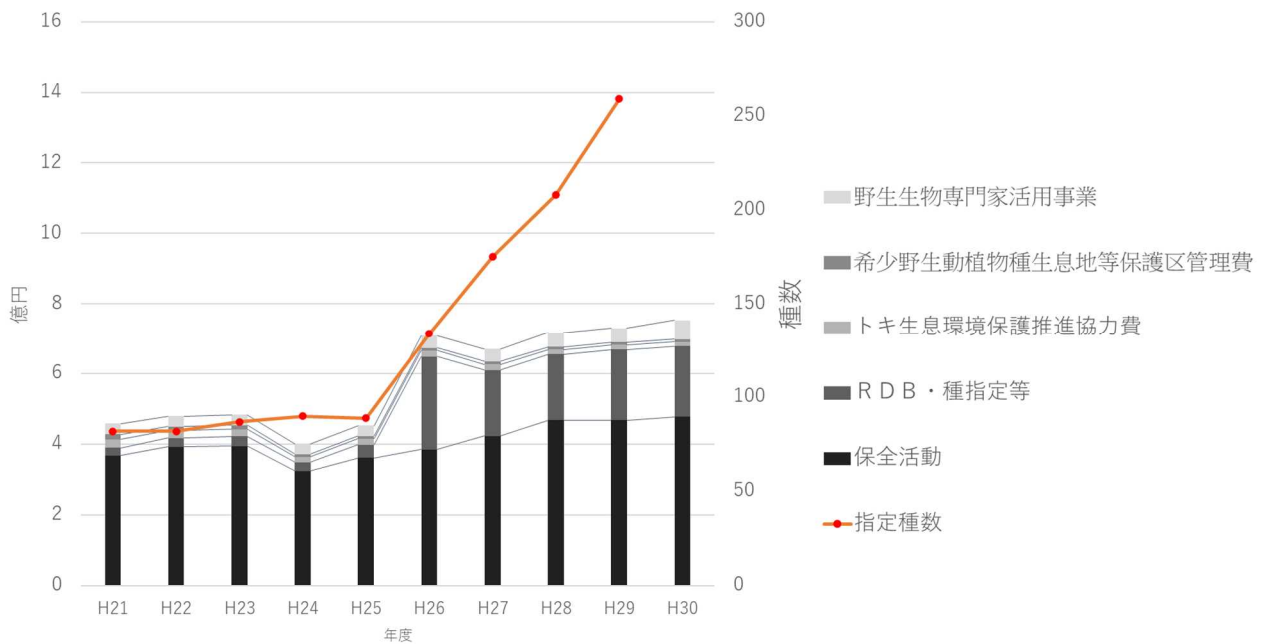


図 2-2 平成 21 (2009) ~30 (2018) 年度の希少種保全関連予算と累計指定種数の推移

3 目標設定と事業終了に関する考え方

3.1 事業終了を見据えた具体的な目標設定

保護増殖事業計画は柔軟な書きぶりとしておくのが通例であり、多くの保護増殖事業計画における目標設定は、「本種が自然状態で安定的に存続できるようにすること」という抽象的表現としており、本計画のみでは目標達成の判断や、目標の達成への事業の貢献度の評価が困難である。

計画的事業執行及び戦略的取組を進めるためには具体的な数値等による目標の設定が必要不可欠であるが、具体的な目標は、事業実施計画等の下位計画により整理する必要がある。また、目標を達成した場合等の事業終了の考え方についても、同様に下位計画において整理する必要がある。

なお、全国的には、下位計画により事業終了を見据えた具体的な目標を設定、または今後設定を予定している種は 57 事業中 8 種 (シマフクロウ、イヌワシ、トキ、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ) のみであり、その他の種においても目標設定が推進されることが期待されている。

事業終了を見据えた具体的な目標設定をしている事業の割合を図 3-1 に、具体的な最終目標を設定した事例を表 3-1 に示す。

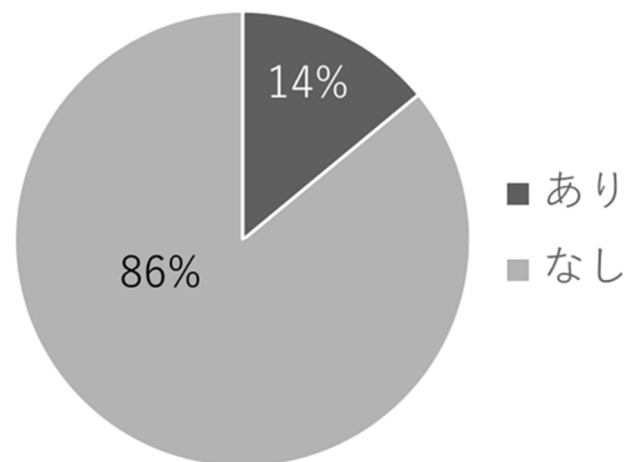


図 3-1 事業終了を見据えた具体的な目標設定をしている事業の割合

表 3-1 具体的な最終目標（数値目標）の設定事例（シマフクロウ、イヌワシ）

| 事例 | 具体的な最終目標（数値目標） | 数値目標の検討方法 |
|--------|--|---|
| シマフクロウ | 「知床」、「根釧」、「大雪山系」及び「日高山系」の4つの各 個体群のつがい数が24以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息適地評価により生息適地及び環境収容力を評価 ・ 自然分散予測により、面的な広がりやすさを評価し、分散促進に効果的な環境整備の対象地を評価 ・ 個体群存続可能性分析(PVA)により、100年間の絶滅可能性10%以下となる個体数を検討 |
| イヌワシ | 全国の目標つがい数が206以上、 全国の目標成功率が36.17%以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息適地解析により生息環境改善促進候補地を抽出 ・ PVAにより現状のつがい数から100年後のつがい数の中央値が増加傾向となる繁殖成功率を検討 |

3.2 事業終了に関する考え方

保護増殖事業において定められた目標を達成し、国が事業を継続しなくても将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高い場合、事業実施フェーズから数年に一回のモニタリングを行う監視フェーズに移行する。その後のモニタリングにおいても個体群は維持され大幅な減少は確認されないと評価された場合に保護増殖事業を終了する。

ただし、場合によっては保護増殖事業を実施しても個体群縮小に歯止めがかからないケースも考えられる。万が一そのような状況となった場合は、あらかじめ定めた絶滅不可避の個体数となった時点でも保護増殖事業を終了とする。

具体的な数値等による目標設定と事業終了に関する考え方を以下に示す。

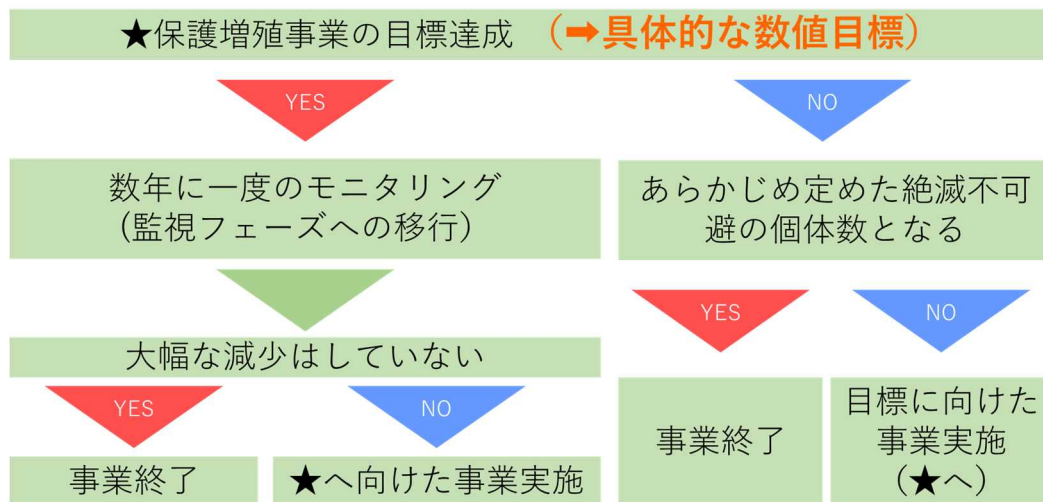


表 3-2 具体的な目標と事業終了に関する考え方

※本資料は、令和元（2019）年度第2回希少野生動植物種専門家科学委員会資料「保護増殖事業のあり方」を参考に作成したものである。